

平成20年6月10日（火）

○議長（中上良隆君） 順番9、21番 上久保君。

〔21番（上久保 修君）登壇〕

○21番（上久保 修君） 皆さん、おはようございます。ただ今議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回、私は、市民のための安全・安心な暮らしについてと、平成18年11月に策定されました橋本市集中改革プランの進捗状況と今後の対策についての2項目を挙げさせていただきます。よろしくお願いたします。

まず、最初の市民の安全・安心については、市長は新市の就任あいさつの中で次のようにあいさつをされています。「私は、旧橋本市長時代から現場主義に徹し、常に行政に対する市民皆さまの生の声をお聞きし、安心・安全なまちづくり、活力みなぎるまちづくり、緑のまちづくりを3つの柱にニュー橋本市の創造のため、直面する課題に真摯に向き合ってきました。新市においてもこの基本を忘れずに、だれもがこのまちに住んでよかった、このまちに住んでみたいと思えるまちづくりの実現に向けて全力で取り組んでまいり所存でございます」と、このように言っておられました。

現在までこのような決意のもと、さまざまな課題に取り組んでいただいていることは私も承知しておりますし、高い評価をさせていただきます。

私は、過去の議会においても何度となく市民の安全・安心のためにいろいろな問題を提起し、お願いしてまいりました。そこで私たちが忘れてはならない、あの平成7年1月17日早朝に発生した兵庫県南部地震、いわゆる

阪神・淡路大震災のことですが、この脅威。

この地震によって多大な被害を及ぼすとともに、防災対策について大きくクローズアップされました。地震や自然災害はいつ発生するかわからないことも改めて認識されることになりました。この震災を契機にして平成7年6月に制定されました地震防災対策特別措置法のもとで、全国各地の自治体ではいろいろな取り組みをしています。

しかし、そんな対策の中でも、平成16年10月23日に発生しました新潟県中越地震で新たに大きな被害を受けることになり、私たちはまた大変な衝撃を受けました。一方、海外では近年、多くの自然災害により尊い人命が失われています。また、本年5月12日午後2時28分、日本時間では3時28分にお隣の中国西部の四川省を震源とする大規模な地震が起き、多くの犠牲者が出ました。

このように自然の脅威を考えたとき、自分たちのまちにもいつ起きても不思議でないことは言うまでもありません。そのための備えとして、各人の自主防災はもちろんでありますが、自治体の責務としてあらゆる対策をとるべきと考えます。このことを前提に、今回の消防行政と市民の安全・安心につながる問題について、以下の4点をお聞きいたします。

1点目、本市の消防行政について。管轄区域の違いにより、旧橋本市内と旧高野口町内では出動体制及び現場での指揮命令に違いがあり、現在に至っています。一方、消防団組織については、新市において橋本市全域となっていますが、依然として、先ほど申し上げましたように、出動体制が異なっているのは、どう考えてみても不自然であり、混乱のもとになりかねません。出動現場が旧橋本市内で

は橋本市消防長のもとに指揮命令があり、旧高野口町内では伊都消防組合消防長のもとに指揮命令があります。ただし、水防活動のみ橋本市消防長の管轄のもとで活動するとあります。こんなわかりにくい変則体制をいつまで続けていくのか、お伺いしたい。

このような変則体制について、平成18年1月4日付で橋本市長と伊都消防組合管理者との間で覚書を締結されています。中身については、消防体制の一本化を早期に図る必要があります、伊都消防組合から脱退することを5年以内に協議し、速やかに移行できるよう努めると約束しています。もう既に2年6カ月、半分たちました。どのような協議をされ、どの程度の進展があるのか、お聞きいたします。

この問題は、昨年の6月議会で、1年前ですけれども、同僚議員が質問されています。あれから既に1年が経過いたしました。あまりに時間がかかり過ぎていませんか。どのようにお考えなのか。

2点目、(仮称)橋本北消防署の建設計画について。市内北東部の住民の皆さまから「いつごろ消防署が建設されるのですか」とよくお尋ねがあります。また、私のみならず、同僚議員も恐らくお聞きしていることでしょう。

用地については、平成10年3月20日、南海電気鉄道株式会社との売買契約締結があり、2億4,625万7,300円で取得してからはや10年が経過いたしました。このように先行取得している小峰台一丁目付近の土地をどのように考えているのか、お尋ねいたします。

10年前と現在では市内北東部の大型住宅地開発や市長自ら先頭に立って企業誘致に取り組んでこられた結果、多くの店舗や企業の進出が始まっています。また、人口の増加とともに大勢の人が行き交う場所にもなっている。このような現状から見て、災害時や火災時の初動体制を強化するために市長をはじめ当局

はどのように考えているのですか。橋本市約7万人の守備範囲から見て、(仮称)橋本北消防署の建設を急ぐべきと考えますが、いかがでしょうか、お答えください。

3点目、国では、平成18年6月に消防組織法の一部を改正する法律が施行されました。本市は、社会環境の変化に対しどのように考えているのか。緊急対応の体制を強化し、市民の安全・安心につながる対策をとるべきと考えますが、市長はどのようなお考えなのか、お聞きいたします。

4点目、安全で安心して生活ができるまちをめざし、当局は現体制で果たして市民の期待にこたえられているのか、疑問を感じます。将来起こるであろう東南海・南海地震の被害を考えたとき、日ごろからあらゆることを想定しなければなりません。災害時の対応としては、確かに、先ほども申し上げましたが、市民自らの備えが必要であるかもしれませんが、行政がとるべき措置として組織づくりもその1つと考えます。できる限りの資料を集め、点検をし、素早い指揮命令が出せる市長直轄の組織として危機管理室の設置を何度となくお尋ねいたしました。再度、提案申し上げます。

現時点でなぜ設置できないのか、理由と問題点を市民の皆さまに対して説明していただきたい。また、他の自治体で設置可能なことが、なぜ本市では設置できないのか。納得のいく説明をお願いします。

次の質問です。平成18年11月に策定されました橋本市集中改革プランの進捗状況と今後の対策についてお伺いいたします。

地方自治体の財政健全化法が施行され、2008年度の決算から適用されることになりました。普通会計だけではなく、国民健康保険事業や下水道事業等々、自治体の事業全体を監視する法律であります。イエローカードと

言われるに当たる早期健全化と、企業で言えば破綻と同じく国の管理下に置かれる財政再生の2つの基準を明らかにし、自治体の健全経営を迫るものであり、財政全体を把握するために、従来の実質赤字比率に加え、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の3指標を導入することになったそうです。

このうち実質公債費比率については、2006年に先行導入されています。基準として早期健全化基準は25%以上に達しない数値。また、財政再生基準は35%以上になるとレッドカードとなって国の管理下になるそうです。

地方自治体財政健全化法のスタートを受け、本市も集中改革プランを作成し、基準値に近づかないように取り組んでいただいているところです。しかしながら、過去の借金返済で財政が逼迫しているのも確かであります。集中改革プランの達成につながる効果額や目標としている指標、つまり実質単年度収支均衡に必要な歳出削減や職員の定員適正化による目標職員数の達成を図らなければなりません。これらの取り組みを市民皆さまの理解度がどの程度あるとお考えでしょうか。

本市の平成20年度予算編成の基本方針の中でも示されているように、予算編成手法を抜本的に改め、予算積み上げ方式から財源枠配分方式に転換して、プライマリーバランスを考えた健全財政をめざし執行されています。また、当局は、合併効果を追求し、市民が安心して暮らせる安心・安全のまちづくりに取り組んでいただいていることは私も認識しています。

そこで、市民の皆さまに安心していただくため、以下の4点をお尋ねいたします。

1点目、国は2006年4月から地方債発行を許可制から協議制に移行し、一定の条件を満たした団体の地方債発行は原則自由になりま

したが、自治体の財政状況の健全性を判断する指標として、従来の起債制限比率にかわって、先ほど申し上げました実質公債費比率が導入されました。本市は平成18年度実質国債費比率が16.1%とのこと、したがって分岐点数値の実質公債費比率の18%から見てあまり安心できませんね。現在の財政状況から見て、さらなる改革が必要と考えます。集中改革プラン策定から1年6カ月が経過いたしました。現時点で計画の達成度をどのように分析し、評価しているのか。

2点目、職員の定員適正化計画に基づき、平成18年度から平成22年度の5カ年で59人削減を計画していますが、1. 進捗状況はどうか。2. 達成のめどは立っているのか。削減が進むにつれて職員一人ひとりの負担が増えるのではないかとの見方もありますが、いかがお考えですか。もう一つ、時間外勤務手当の削減との整合性をどのように考えているのか。それから、適正な配置（業務量の把握）について十分考慮していると思いますが、担当課別では繁忙時期があり、職員の仕事量も大幅に増え、時間外勤務を余儀なくされていることもあるのではないのでしょうか。また、職員の応援体制についてどういうふうにご考えておられるのか。職員の健康管理について、職場によればストレスに感じることもあるでしょう。そのようなとき、カウンセリング対応はどのように考えているのですか。

3点目、新市行政改革大綱に基づき、集中改革プランの確実な実施に向け、市長が全職員に対し、市の財政状況を職員が十分認識した上で英知を結集し、創意と工夫、コストの意識をもって予算編成並びに行政課題に取り組んでいただいていると聞いています。職員各位からの提案なり、意識の変化などについてはどのように評価しているのか。また、個々に提案した職員に対してどのような人事評価

をしているのですか。

4点目、国では財政再生目標を国と地方を合わせた基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスの黒字化を2011年度（平成23年度）に達成を考えていましたが、対GDP（国内総生産）比で0.1%程度、約5,000億円の赤字が残ると内閣府の試算でわかりました。要するに、本市でもこのプライマリーバランスについては十分検討され、取り組んでいただいています。均衡がとれても、今後の政策経費を税収増か、その他で賄えるようにしなければ、金利負担だけでも借金が増える仕組みになっています。これらを考えれば、さらなる財政健全化と収入増を図るべきと考えます。また、どのような歳出削減を検討されているのか、試算があればお伺いしたい。

以上で1回目の質問といたします。明快なる答弁をよろしくお願ひします。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君の一般質問に対する答弁を保留して、45分まで休憩いたします。

（午前10時28分 休憩）

（午前10時55分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

21番 上久保君の一般質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）上久保議員のご質問にお答えいたします。

市民のための安全・安心な暮らしについての2点目の（仮称）橋本北消防署建設計画についてでございます。平成10年3月に本市北部・東部地区の住宅開発に伴う人口増を予想しまして、北消防署の建設のために用地の確

保をいたしたところでございますが、当初の計画より人口の増加が進まず、現在に至っております。

しかし、小峰台に市民病院の設置と、今後、北部からあやの台地域にかけての企業誘致による工場等の進出、橋本都市計画事業による住宅開発などを含め、この地域の災害に対応しなければならないと考えております。また、北部・東部地域への火災、救急などの災害出動につきましては、市内全出動件数の5割強となっております。住民の安全・安心な生活を維持していくためにも、また、今後、消防の初動体制の強化においても北署設置の必要性は十分認識しておるところであります。今後、伊都消防との合併協議や本市の財政状況を踏まえ、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の消防組織法の一部改正でございますが、この法律の改正内容は、平成18年6月法律64号において、消防組織法に「第4章 市町村の消防の広域化」として新たな1章が加えられました。

消防の広域化は、橋本市も含め小規模消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に問題があり、組織管理や財政運営でも非常に厳しい面があるため、広域化により消防体制の整備と確立を図ることが必要とのことで市町村消防のさらなる広域に関する規定と消防庁長官が定める基本指針が策定されたところであります。その基本指針では、地域の事情を考慮しながら、管轄人口30万人を1つの消防本部とするのが適当であるとのようでございます。

それに沿って本県においても消防広域化推進計画が出されました。その計画によりまずと、県内を5消防本部として調整し、紀北地域として橋本消防本部は、那賀消防組合、紀美野町消防、伊都消防、高野町消防との5消

防本部、人口23万人の広域化で進んでいるよう
でございます。関係市町の動向も見ながら
広域化を図りたいと思っております。

しかし、議員おただしの、本市にとって消
防本部の出動体制が2つに分かれていること
について、まず、この問題を最優先し、橋本
市としての消防体制の確立が責務であります
ので、単独消防か、伊都消防との広域化につ
いては、高野口町域を伊都消防組合に委託時
に、5年以内に新たに対応するとの覚書を締
結しておるところでございます。締結は18年
3月1日付でありますので、既に2年余りが
経過しております。北署の設置も十分考慮に
入れ、それまでには解決したいと思ってお
りますので、ご理解賜りますようお願い申し
上げます。

なお、残余の件につきましては、担当参与
よりお答えいたします。

○議長（中上良隆君）理事。

〔理事（塚本 基君）登壇〕

○理事（塚本 基君）集中改革プランのご質
問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、従来行われてきた
地方債許可制度は、平成18年4月から地方債
協議制度へ移行いたしました。これは、平成
11年に成立した地方分権一括法で法定化され
たものであり、地方公共団体の自主性を尊重
しつつ、地方債の円滑な発行の確保と地方財
政の健全化の確保等を図る趣旨によるもので
ございます。

また、地方債の許可制限を行うための判断
基準となる指標も、普通会計ベースで算定し
た起債制限比率から企業会計や一部事務組合
等も含めた連結決算ベースで算定する実質公
債費比率に変更され、実質公債費比率が18%
を超えると地方債の発行手続きが現在の協議
制から許可制に変わり、25%を超えると早期
健全化団体に、35%を超えると財政再生団体

となり、それぞれ起債発行の制限を受けるこ
とになります。

本市の平成18年度決算における実質公債費
比率は16.1%であります。国は現在、実質
公債費比率の算定方法の見直しを行っており、
予定どおり見直しがなされた場合、本市の実
質公債費比率は16.1%より減少すると見込ん
でおります。

しかしながら、実質公債費比率の減少が見
込めても本市財政状況は依然厳しい状況にあ
り、今後も引き続き集中改革プランを核とし
た行財政改革に取り組んでいく必要があると
考えております。

具体的な取り組みとして、本年度は本プラ
ンの実施期間において折り返しとなる3年目
であり、より一層の改革を推進するため、プラ
ンの見直しを計画しております。見直しの
内容については、今後、関係各課との協議を
重ね精査し、新たな改革項目を盛り込むなど、
さらなる改革に取り組むこととなります。

また、平成19年度の成果については、昨年
と同様、12月議会総務委員会において報告さ
せていただく予定となっておりますが、現在
までの取組状況といたしまして、平成18年度
では約3億5,600万円の財政効果があり、達成
率にして約113%となっております。しかしな
がら、この結果に甘んじるのではなく、今後
は長期的な視点に立ち、安定した行政運営の
実現をめざし、財政の健全化に努めてまいり
たいと考えております。

2点目の定員適正化計画につきましては、
平成18年4月1日から平成23年4月1日ま
での5カ年間で、病院を除いての正職員59人
の削減計画となっております。

進捗状況については、1年目に20人、2年
目に18人を削減しており、平成20年4月1日
現在の職員数は657人となっております、その進捗
率は64.4%でございます。現時点で平成23年

4月1日までの残り3年間で計画目標である59人の削減は十分に達成が可能であると考えております。

しかしながら、職員の負担や時間外勤務手当の増加といった懸念もございますので、日曜日、祝日及び土曜日の時間外勤務について、原則代休対応とするなどを定めた時間外勤務削減のための運用指針をより一層活用することにより、職員の健康管理に努めるとともに健康診断も引き続き実施してまいります。

今後は、定員適正化計画の見直しとあわせて、流動体制がとれる組織・機構改革が必要となってきます。職員の削減に対応しつつ、公共サービスの質をできるだけ維持し、新たな行政課題や市民ニーズに対応するため、組織機構の再編を行うとともに、現在取り組んでおります行政評価制度を活用して事務量の把握に努め、事務執行の改善を図ってまいりたいと考えております。

3点目の職員からの改革等の提案に対してどのような人事評価をしているのかのおたがしでございますが、現在、提案職員に対する個人評価は実施しておらず、提案が採択された場合は賞状を授与し、さらなる職員の意識改革につながるよう取り組んでおります。

最後に、財政健全化に向けた取組状況についてお答えいたします。本市では平成20年度より財源枠配分方式を実施しており、その削減目標は平成20年度から平成22年度までの3カ年間で約6億円とし、現在、全庁的な歳出削減に努めております。この約6億円の削減目標については、平成19年度決算における一般財源不足見込額をもとに算出された額であり、具体的な年度別削減目標は、平成20年度において3億円、平成21年度において1億8,000万円、平成22年度において1億2,000万円となっております。

また、本方式は単に歳出削減を目的として

導入されたものではなく、従来の積み上げ方式による予算編成との大きな相違点があり、職員の意識改革、組織体質の改善など、財政健全化に向けて職員の創意工夫のもとに改革を進めることができるという長所がございます。

歳入面においては、現在の社会経済情勢からも即時、飛躍的な改善が見込めるものではないと考えておりますが、現在、本市で進めております企業誘致の推進は、従来の税収入の確保につながるものと考えております。また、徴収率の向上を図るための取り組みとして、職員を増員し、徴収体制の強化を図るなどの取り組みも行っております。

財政健全化は一朝一夕に実現できるものではないと考えておりますが、議員おたがしのプライマリーバランスの早期実現に向けて、今後も引き続き、さまざまな検討を重ね、改革に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）企画部長。

〔企画部長（吉田長司君）登壇〕

○企画部長（吉田長司君）市民のための安全・安心な暮らしについての4点目の市長直轄組織としての危機管理室の設置についてお答えいたします。

本件につきましては、これまでも議員よりおたがしいただいているところではありますが、危機管理対策も含め、本市が抱えているすべての行政課題について、行財政改革による組織のスリム化を進めており、新たな部署を設置し対応することは現時点では困難であると考えております。

しかしながら、地震や風水害などの天災は突然我々に降りかかってくるものがございます。自分自身の生命、財産を守るために、いざというときに冷静に行動することができるよう、日ごろから災害に備えるとともに心構

えを身につけておくことが重要であると考えます。災害時における初期活動に対し適切な対応がとれるかどうかは、この心構えにあると言っても過言ではないと思います。

現在、本市では総務部市民安全課を中心に自主防災の推進をはじめ、この心構えに対するさまざまな取り組みが行われています。今回も市長直轄の危機管理室の設置については見送らざるを得ませんが、関係機関との連携並びに現体制の充実を図ることにより、今後も引き続き市民の安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中上良隆君）消防長。

〔消防長（大西洋二君）登壇〕

○消防長（大西洋二君）市民のための安全・安心な暮らしの1点目についてのご質問にお答えします。

橋本消防、伊都消防の出動体制、指揮命令系統の調整であります。ご承知のように、高野口町管内は、合併時から水防災害以外の火災、救急、救助等につきましては、伊都消防に事務委託をしております。

消防団の指揮命令系統につきましても、火災等は伊都消防長の指揮のもとで、水防活動は橋本市消防長の指揮のもとでの活動となっております。

高野口町住民や消防団員には大変ご不便をおかけしていますが、これらの変則体制を解消するためには、高野口町を橋本消防管轄として本市単独消防にするか、伊都消防との広域化で組合消防にするか、あるいは事務受託するかであります。この件につきましては、橋本市、伊都消防組合との広域化の方向で合併後から担当者間での打ち合わせ会議を12回ほど行っていますが、県下の広域化問題、小峰台に建設予定をしております（仮称）北消防署の計画が合意形成を図る上で大きな課題となってきており、これらの諸問題について

現在検討しているところであります。

今後は、市や町部局との調整をしながらこれらの問題解決に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君、再質問ありますか。

21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）ありがとうございます。

あまり時間がありませんので端的に申し上げたいんですが、まず、消防法のことから市長から答弁をいただいた。これは、昭和23年3月7日に制定された消防法が今年で60年目を迎えるということで、新たに消防組織法の一部を改正することで広域化を進めていくということで、県レベルで考えられていることなんです。

先ほど答弁いただいた中で、僕も知っておったんですけど、30万人という1つの基準があるわけです。30万人というと、和歌山市以外で、岩出市からずっとこっちへ来ても30万人になりませんよね。そこら辺から見て、やっぱりそれまでに移行するまでのタイムスケジュールというのか、そこら辺がいつごろになるのかなということで、いつまでにしなさいということでもないみたいです。

そやから、そこら辺も考えて、まず橋本市のことを考えたら、今、このいびつな状況を回避していくために市長は、僕も質問の中で言いました覚書を伊都消防組合の管理者、かつらぎ町長さんと交わしてはるでしょう。5年間。この5年間というのは、昨年、5番議員もこれを指摘されて、僕も確かにそうやなということで、今回、僕は北消防署の設置に関して、後でお聞きしますけれども、やはり橋本市の守備範囲をきっちり確立するためには、きちっと5年以内に、先ほど答弁いただ

いた3つの方法、単独かどうやかというのがありますけれども、考えられることは単独が一番早いと思うんです。いろいろな弊害があるかもわかりませんが。

そこで、1つはタイムスケジュールを聞きたいのと、本市の消防費、だいたい人口一人当たりどの程度かかっているのか。当然、防災行政無線等の経費等も含まれているということをお聞きしていますけれども、高野口の分担金の1億8,000万円云々の話が5年で約9億円を超えるわけですよ。だから、その半分でも4億5,000万円ぐらいは捻出しているわけで、そのために旧高野口町の守備もしていただいておりますけれども、この2点を聞かせていただきたいと思います。

○議長（中上良隆君）消防長。

○消防長（大西洋二君）先ほど市長からの答弁もありましたように、タイムスケジュールにつきましては、覚書を締結してから既に2年ちょっと過ぎておるわけですが、5年以内に何らかの方策を講じるということでございますので、それ以内にはということで市長から答弁があったかと思えます。

それと、消防費の比較表なんですが、先ほど議員もおっしゃられたように、消防費につきましては、今回、防災行政無線の予算が入っておりますので、通常の状態の消防費よりかなり大きな金額になっております。ただ、その部分を抜いて費用計算いたしますと、それと常備消防費の中で1億8,000万円、伊都消防へ支払っているんですが、これも抜いてその4億7,900万円イコールなんですけれども、それを除いた場合に人口一人当たりになりますと9,475円。伊都消防組合につきましては、人口で割りますと1万2,238円となります。約二、三千円ですか、この差が出てきます。

以上です。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）ありがとうございます。

そこで見え隠れしているのが、言うている1億8,000万円の部分が実際には橋本市の中から出ているわけで、当然、守備していただいておりますけれども。この点については、やっぱり一本化して、例えば1億8,000万円そのまま分担金として支払いをしない場合、約12億何ぼの普通会計から見て4.何%と言うてましたよね。そんなところからいくと、多少の削減効果も出てくるのかなと思います。こちら辺も考えていただきたいと思います。

さっき覚書の5年間ということで申し上げました9億254万円、支払うことになるんですけれども、これ、5年を超えたときに、市長が覚書されたときの経過として、例えば6年目に入って依然として1億8,000万円というお金を支払うんですか。再度算定する基準というものが変わるのかなという疑問がありますので、お答えいただきたい。

広域化の件については、市長のお話がありましたのであれですけど、もう一つ聞いておきます。(仮称)橋本北消防署の件については、それこそ先行取得して10年かかっていますので、周辺の住民の方からすれば、いつ建つのかなと。質問でもさせていただきましたように。状況が大変変わってまいりました。橋本市民病院も建設されましたし、それからあやの台あたり、人口を見てましたら、結構いてるんですよ。人口増加があまり進んでいないという市長の答弁でしたけれども。計算によると、橋本市全域ですよ、約6万8,814人に対して、北部のあやの台とか霜草、山内、平野、紀見峠まで含んで2万5,793人。約4割近い人がそこにはるんですわ。また、世帯数にしても2万5,600世帯の中で8,955世帯。約9,000世帯近くおまして、35%の人がそこで生活されている。そんな中で、単に人口だけ

じゃなしに、橋本市民病院を抱えている。また、企業誘致も始まってきたり、それから、あやの台の人口というか、行き交うことを考えたら、当然、橋本消防署だけでは対応しかねるかなど。覚書にもあったように、ほんまに迫っているんです。そこら辺のことを少しお聞きしたいと思います。

それと、現実に市内の北部と北東部の火災状況とか、それから救急の出動回数についてもかなりウエートが高いように思います。これは数字でもしお示し願えるのであればお願いします。

その3つ。

○議長（中上良隆君）消防長。

○消防長（大西洋二君）費用負担割の件ですけれども、これにつきましては、伊都消防の例規集の中に負担割合という項目があって、載ってございます。これにつきましては、基準財政需要額によって、その割合で各市町が支払うということでございます。

それと、火災件数ですけれども、平成19年度の旧年中の火災件数で、紀見地区が火災につきましては4件、救急出動につきましては603件ということでございます。ただ、隅田につきましては隅田全域でございまして、橋本管内から近くの部分の隅田地域もございまして、隅田につきましては、火災は5件、救急件数が350件という形になります。単純的な形でこれをプラスしますと、比率的には60%ほどいきます。

以上です。

（「あと1つ」と呼ぶ者あり）

○議長（中上良隆君）指摘してください。

○21番（上久保 修君）橋本北消防の状況では、市長のご答弁をいただいて、人口の増加が見込めなかったとか、いろいろ理由を述べられていますけれども、いろんな状況を見たときに、市民の目から見て安全で安心して暮

らせるまちの形態であるのかと。消防の出動とかいろんなことを考えると、橋本市の1つの地図を考えたら、北消防署の先行取得したという土地自体がそれを見込んでやられているわけで、やっぱりそこら辺は早急にやるべきやなと思います。覚書とか、そういういろんな条件がタイムとして迫ってきているので。後で財政の問題もお聞きしますけれども、橋本市の安全なあれから見れば早急に、優先順位からしたら早いものかなというふうに思います。そこら辺、お願いします。

○議長（中上良隆君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）上久保議員の再質問にお答えしたいと思います。

北署の建設計画の問題であります。いつまでもコスモスをつくったり、菜の花をつくるつもりはございません。2年後には相当な企業の建屋がいよいよ準備に既に各社入っておるわけでございます。相当大きいのも建ってくるわけであります。また、電力、ガス、油すべて、工業団地でありますものですから、そういうものをどんどん使っていくわけでございますので、十分認識しておるということでご答弁を終わりたいと思います。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）ちょっと確認します。あと何分ですか。

○議長（中上良隆君）11時40分まで持ち時間です。

○21番（上久保 修君）次の質問に移ります。

財政の問題でいろいろと質問いたしました。まず、この財政の問題については、集中改革プランを取り上げて、橋本市の財政の健全化に向けた取り組みだということで、119項目の中で既に達成されている分もあると思います。細かいことは聞きません。

1つは、地方会計制度について、僕も細か

く言うているんですけれども、平成20年度に貸借対照表とか行政コスト計算書、また資金収支計算書とか純資産変動計算書、これらの整備と公表を義務づけられているというか、しなければならない。これには外郭団体であったり、一部事務組合とか、いろいろと理解をいただかないかんという部分がありますので、そこら辺の部分を踏まえて、地方会計というのは、さっきも言いましたように、平成16年12月に閣議決定されて、今後の行政改革の方針とか、いろんなことで平成17年3月29日に総務省で策定されたという経緯があるんです。

1つ、2つお聞きします。地方会計の改革を行う目的についてはどのように認識されているのかということと、地方会計制度に対する本市の取り組みと職員への通知に関してはどのようにされておるんですか。

○議長（中上良隆君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）上久保議員の再質問にお答えします。

まず、1点目に地方公会計改革の目的というおただしでございました。地方公会計改革を行う基本的な目的は、地方自治体の行政改革の推進でございます。地方公共団体にとりましては、地方分権の進展に伴い、厳しい財政状況の中においてもしっかりとした公共サービスを提供していく必要があるということでございます。そのためには内部の管理強化と外部へのわかりやすい財務情報の開示が不可欠であります。国の作成基準に準拠しまして、その発生主義の活用ですとか、複式簿記の考え方の導入を図りまして、先ほど議員がおただしになりました財務4表を整備し、それから開示していくということが目的でございます。

それから、2点目は、地方公会計制度に対する本市の取り組みと職員の周知と思うんで

すけれども、まず、平成19年6月から和歌山県市町村課、それから県下財政担当で和歌山県市町村公会計改革研究会というのを発足いたしました。現在まで計8回の研究会・研修会を重ねておるわけでございます。

それから、平成19年10月には橋本市におきましても公会計制度研究委員会を立ち上げまして、19年度中で3回の委員会を開催するとともに、12月には管理職を対象に「公会計改革と財政健全化法」という表題で研修を実施いたしております。今年度に入りましても5月に各課の実務者を対象に研修会を開催しているところでございます。また、8月にも職員研修会を開催する予定で、現在計画しております。

和歌山県の市町村公会計改革研究会も、今年度、さらに8回の研修会・研究会を実施する予定で、現在進められております。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）ありがとうございます。

あと、もう一件、公会計制度についての質問ですが、先ほども申しあげました財務4表の作成と公表、いつごろできるんですか。

○議長（中上良隆君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）財務4表につきましては、本来、平成20年度決算をもとに平成21年度において連結決算ベースで作成、それから公表することとなっております。

ただし、平成20年度につきましては、義務化されてはいないんですけれども、努力義務として普通会計ベースでの財務4表を作成して市のホームページに公表するというのを国から要請されておりまして、本市も公表してまいりたいと考えております。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）ありがとうございます。

す。

同じく公表について財政健全化指標というのがまたあります。これも4つあるんですけど、公表を言われているんですけど、この点についてはいかがですか。

○議長（中上良隆君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）現在、平成19年度決算につきまして、5月31日で出納閉鎖した段階で決算が出ておるわけですけども、その財政分析を現在作業中でございます。約1カ月間かけて財政を分析しまして、県・国のほうへ報告するという運びになっております。

その決算統計の数値をもとに本年7月中に4つの指標値を計算することとしております。その後、市の監査委員に審査を依頼いたしまして、9月議会に報告させていただきたいと考えております。その後、市ホームページ、それから広報等で公表してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）ありがとうございます。

そしたら、中身についてあっちこちになるかわかりませんが、集中改革プランの件でお聞きしたいんです。平成19年度、既に5月で出納閉鎖されております。確定しているんですけども、集中改革プランから見てどの程度の効果が見られたのか、その点、お聞きします。

○議長（中上良隆君）理事。

○理事（塚本 基君）現在のところ、5月31日に出納閉鎖されたいききでございますので、まだ詳しくは出ておりません。7月11日までに各課からの集中改革プランの内容を行革推進室のほうへ出していただくようにして、その中で取り決めて、順次、個々について出していきたいと考えております。

ただ、漠然とした話の内容になるんですけども、本年、開会当時、市長のごあいさつにもありましたように、1億5,700万何がしかの黒字を計上することができましたということになっております。しかし、これは調整基金5億4,000万円ほど取り崩しての話でございまして、実質収支額が3億8,000万円程度の資金不足となっております。それは19年度決算の話でございまして。

18年度に戻りますけれども、18年度で資金不足額は7億ちょいぐらいとなっておりますので、18年度、19年度、財政健全化計画に基づいて集中改革プラン等々やってきたわけですけども、3億数千万円ほどの効果が出ているのかなということで我々はおるんです。はっきりとした数字はまだつかめていない段階ですので、ざっくりの話で恐縮です。今言える状況はそのようなことになろうかなと思います。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）あまり時間がありません。

公表については、先ほども言って、お答えいただいたんですけど、橋本市の集中改革プラン、18年度の成果を報告しまして、今年の1月に18年度はやっておるんですよ。当然、これ、19年度という、来年の1月かなというふうに思います。そこら辺もよろしく願いたいと思います。

あとは地方債の発行についてお聞きしたいんです。そこまで協議団体以外には総務大臣の起債の制限がかかってくるんですけども、その際に、先ほど申し上げました実質公債費比率が18%を超えると計画そのものを考えていかないかんということもあります。橋本市は、以前、3月でしたか、私がお聞きした公的資金の借換債、これを一本化して経費の削減を図ってくださいということで、それは取

り組んでいただいております。国の指導もありますけれども。このあれから見て、どの程度見込まれているのかなというのを再度お聞きします。

○議長（中上良隆君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）実質収支比率の抑制策の1つとして公的資金の借り換えも考えられるわけでございます。今、ご質問いただいた公的資金につきましては、平成19年度から平成21年度までの3年間で高金利な国の資金を低金利な資金に借りかえるという措置でございます。

平成19年度の実績を申し上げますと、これは市中金融機関との入札も終わりました確定しておる数字でございますけれども、全会計合わせて1億3,759万6,107円の利息の削減ができたということになります。

それから、20年、21年につきましては、まだ入札も行っておりませんので、利率が決まっておりますけれども、仮に2.5%の借入利率と仮定した場合に、20年度は約1億5,900万円、それから21年度が1億2,700万円で、3年間の合計額といたしましては約4億2,000万円程度の削減効果が出てくるものと思っております。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）もう時間がありません。まだまだ聞きたかったんですけども、最後にもう一つだけお聞きして、後で職員の適正化について少しだけ触れておきます。

集中改革プランの中には、スクラップアンドビルドとよく言われますけれども、こういう考え方もあります。現時点でこの集中改革プランによって見直し、要するにスクラップして新たに組み立てていったというのは、どういう実績というか、実施されておるのか、その点を端的に。

時間がない。それは後で教えてください。

そしたら、職員の適正化について、先ほど質問でも言わせていただきましたし、また答弁の中でも行政評価制度導入によって事務事業の評価を施行されて、いろいろと取り組みをされています。

ただ、いろんな意味で職員の危機管理意識、危機管理室じゃないですけども、危機管理意識、松浦4番議員も言われていますように、もう一つぴりっとしたところがないのかなと僕も思います。それはなぜかという、いろんな削減によって一人ひとりの仕事量が増えることによって、かなりのストレスとか、いろんな部分があるんじゃないかと、そういう反面を考えるんですけど、そういったときに上司である課長、また部長がどの程度までフォローされているのかなと思いました。

あと1分ぐらいしかないので、その点についてどのように、今、対策をとっておられるのかだけ聞いて終わります。

○議長（中上良隆君）理事。

○理事（塚本 基君）いろんな機会におきまして財政健全化、それから当初予算を作成するにつきましても、総務部長のコメント、財政課長のコメント等々をそこに書いて周知させていただいております。

先ほど財政課長からも公会計等々の話やら、機会あるごとに、担当までは行かなくても部長、課長が寄っていただいた段階で財政の状況なり、報告した形で意識改革をしていただくような方向では話をさせていただいておりますけれども、下まで浸透するということ是非常に時間もかかってくるのかなというふうに思います。今後、機会あるごとにそういう形で現状と方向づけをさせていただきたい、説明させていただきたいというふうに考えております。

○議長（中上良隆君）これをもって、21番 上久保君の一般質問は終わりました。